

平成26年度における

経営協議会委員からの意見を踏まえた対応について

I. 【平成26年度 第1回 経営協議会 (H26.6.23)】

○「平成27年度概算要求について」審議時における意見

1. 年俸制への移行者にはインセンティブが付与される等の取扱いを行うべきである。

〈対応〉

年俸制の適用を受ける職員が執筆した学术论文が、国際的な学术雑誌に掲載された場合及び、年俸制の適用を受ける職員が世界的な賞を受賞した場合に、その掲載状況及び受賞状況を勘案し、業績給として「国際的学术论文・世界的受賞インセンティブ」を付与することとしました。さらに、年俸制の適用を受ける職員が外部資金を獲得した場合に、「外部資金獲得インセンティブ」として、間接経費の10%を支給することとしました。

II. 【平成26年度 第3回 経営協議会 (H26.11.26)】

○「水銀不適切管理事案について」及び、平成26年11月17日に発生した実験中における事故について報告時における意見

2. 学生に教育すべき教員が、誤った水銀の処理を行ったということは大きな問題である。また、実験中における事故については、普段から行っている研究であっても研究室の移転等により環境が変わると事故が起きやすくなる。再発を防止するため、今回の件をきっかけに、教員や学生への注意喚起等を徹底すべきである。

〈対応〉

再発防止の取組として、平成26年12月及び平成27年1月に、学部4年生以上及び大学院生全員を対象とした安全教育研修を行いました。また、平成27年1月には、教員を対象とした安全教育研修を行い、教員及び学生への指導及び注意喚起を徹底しました。

Ⅲ.【平成26年度 第5回 経営協議会(H27.3.11)】

- 「学校教育法の改正、教育研究組織の改組に伴う関係規則の改正について」
審議時における意見

**3. この改組により、教育面において縦割りになってしまう懸念があるが、
分野融合的な教育研究活動を担保すべきである。**

〈 対応 〉

本学には、分野融合の場として、「大学戦略推進機構」及び「教育研究推進支援機構」を設けており、これらの「機構」をフィールドとして、分野融合的な教育研究活動を展開しています。さらに、平成27年7月に「機構」の再編を行い、より活発な、分野融合的な教育研究活動が可能となりました。